

滋賀県による障害者就労施設等からの物品・役務の調達の推進を図るための方針

障害者優先調達推進法第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するよう、滋賀県が行う障害者就労施設等からの物品・役務の調達を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

● 調達の対象となる障害者就労施設等

(1) 法第2条第4項に規定する障害者就労施設等（下記ア～キ）

であって、県内に所在または居住するもの

ア 障害者支援施設

イ 地域活動支援センター

ウ 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援または就労継続支援を行う事業に限る。）

エ 特例子会社（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「施行令」という。）第1条第1号に規定する事業所をいう。）

オ 重度障害者多数雇用事業所（施行令第1条第2号に規定する事業所をいう。）

カ 在宅就業障害者

キ 在宅就業支援団体

(2) 「滋賀県社会的事業所設置運営要綱」に基づく社会的事業所

(3) 「滋賀型地域活動支援センター設置事業実施要綱」に基づく滋賀型地域活動支援センター

協議・検討事項

もにす認定（障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取組の実施状況などが優良な中小事業主を厚生労働大臣が認定する制度）を優先調達の対象に追加してはどうか。（追加済み：神奈川県、佐賀県）

障害者雇用優良中小事業主の認定基準項目

① 以下の評価基準に基づき、20点（特例子会社は35点）以上得ること

（取り組み関係で5点以上、成果関係で6点以上、情報開示関係で2点以上を得ること）

② 法定雇用率を達成していること

雇用義務がない場合でも、雇用率制度の対象となる障害者※を1名以上雇用していること

※就労継続支援A型事業所の利用者は除く

③ 過去に認定を取り消された場合、取り消しの日から起算して3年以上経過していること

④ 障害者雇用促進法と同法に基づく命令その他の関係法令に違反する重大な事実がないこと

※このほかにも条件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点	大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点	
取組 [アウト プット]	体制 づくり	①組織面	特に優良	2点	成果 (アウト カム)	数的側面	⑪雇用状況	特に優良	6点	
			優良	1点				優良	4点	
		②人材面	特に優良	2点				良	2点	
			⑫定着状況	特に優良			6点	優良	4点	
	優良			1点			良	2点		
	仕事 づくり	③事業創出		特に優良			2点	質的側面	⑬満足度、 ワーク・エン ゲージメント	特に優良
			優良	1点		優良	4点			
		④職務選定・ 創出	特に優良	2点		良	2点			
			⑤障害者就 労施設等 への発注	特に優良		2点	⑭キャリア 形成		特に優良	6点
				優良		1点			優良	4点
		環境 づくり		⑥職務環境		特に優良			2点	良
			優良			1点	成果関係の合格最低点			6点 (満点24点)
			⑦募集・採用	特に優良	2点	情報 開示 (ディス クロー ジャー)	取組(アウト プット)	⑮体制・仕事・ 環境づくり	特に優良	2点
	優良			1点	優良				1点	
	⑧働き方	特に優良		2点	⑯数的側面			特に優良	2点	
		優良		1点				優良	1点	
	⑨キャリア 形成	特に優良		2点	⑰質的側面		特に優良	2点		
		優良		1点			優良	1点		
⑩その他の 雇用管理	特に優良	2点	情報開示関係の合格最低点			2点 (満点6点)				
	優良	1点	合計の合格最低点			20点 (満点50点)				
取組関係の合格最低点				5点 (満点20点)						

この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待できます。

また、障害者雇用の促進と雇用の安定を図ることで、組織における多様性が促進され、女性や高齢者、外国人など、誰もが活躍できる職場づくりにつながります。



企業と障害者が、明るい未来や
社会の実現に向けて

とにもすすむ

という思いをこめて、愛称を
「もにす」と名付けました。